

原子力災害時における医療体制の整備

大規模な自然災害等との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、原子力災害対策指針を改正し、原子力災害時の医療体制を整備。

現行の被ばく医療体制

三次被ばく医療機関

- 機能:
 - ・重篤な外部被ばく、内部被ばく患者の診療等の実施、長期的治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・医療関係者に対する研修実施
- 機関:
 - ・放医研、広島大

※国が選定

二次被ばく医療機関(※自治体が指定)

- 機能:
 - ・高線量被ばく患者に対する専門的医療の実施
- 機関:
 - ・地域の中核病院(例:大学病院等)

※自治体が指定

初期被ばく医療機関(※自治体が指定)

- 機能:
 - ・被ばく患者に対する初期診療の実施
- 機関:
 - ・原子力施設近隣の医療施設

※自治体が指定

指針改正後

原子力規制委員会からの財政支援

高度被ばく医療支援センター

- 機能:
 - ・重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施、長期的治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・医療関係者に対する研修実施
 - ・高度専門的研修の実施
 - ・防災訓練への参加
 - ・専門派遣チーム整備
- 機関:放医研、長崎大、弘前大、広島大、福島医大

原子力災害医療・総合支援センター

- 機能:
 - ・高線量被ばく傷病者の救急治療
 - ・医療機関連携体制の構築
 - ・原子力災害医療派遣チーム整備
 - ・派遣チームの派遣調整
 - ・派遣チームを対象とした研修の実施
 - ・防災訓練への参加
- 機関:長崎大、弘前大、広島大、福島医大

支援

※国が指定

原子力災害拠点病院

- 機能:
 - ・被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
 - ・地域内の関係者に対する研修
 - ・防災訓練への参加
 - ・原子力災害医療派遣チーム整備
- 機関:
 - ・地域の中核病院(例:大学病院等)

協力

※自治体が指定

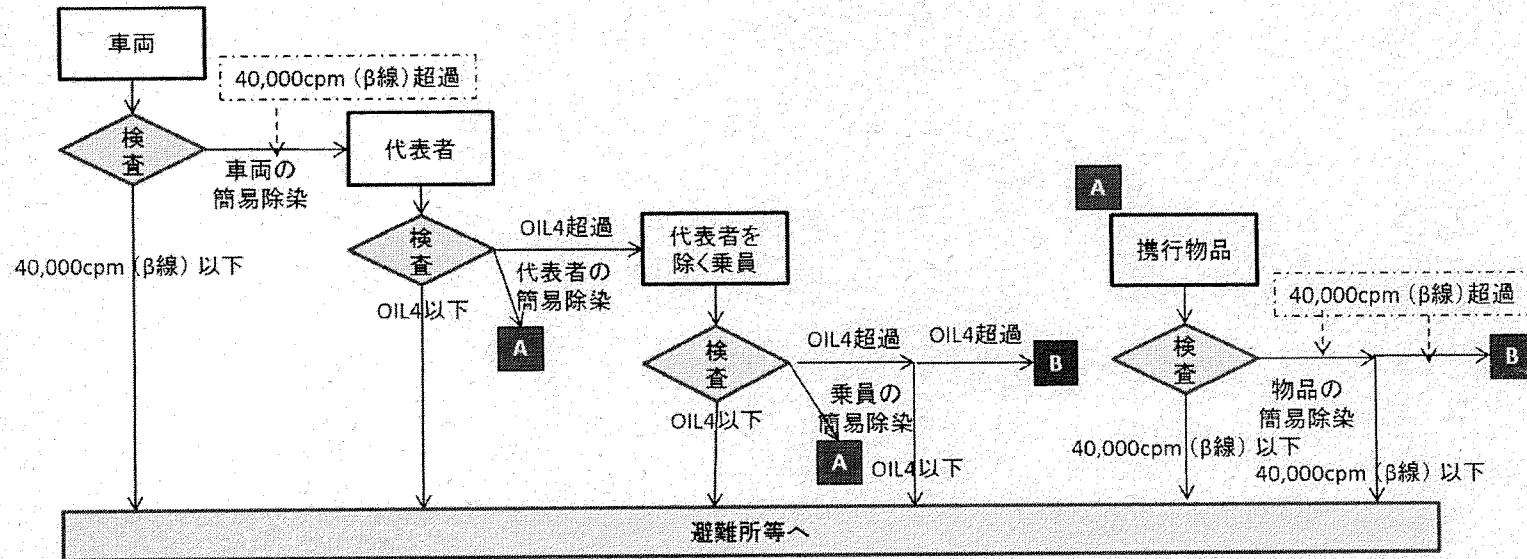
原子力災害医療協力機関

- 機能:
 - ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施
 - ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力
- 機関:
 - ・地域の関係機関等

※登録

滋賀県緊急被災者医療機関一覧

区分	医療機関名	所在地
初期	1 大津市民病院	大津市本宮二丁目 9-9
	2 草津総合病院	草津市矢橋町 1660
	3 済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目 4-1
	4 公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾 1256
	5 近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379
	6 彦根市立病院	彦根市八坂町 1882
	7 高島市民病院	高島市勝野 1667
	8 市立長浜病院	長浜市大成亥町 313
	9 長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
初期・二次 支援	1 大津赤十字病院	大津市長等一丁目 1-35
	2 滋賀医科大学医学部附属病院	大津市瀬田月輪町
	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7
二次	長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7



B 簡易除染してもOIL4以下にならない住民については除染が行える機関で除染を行い、簡易除染しても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品については検査場所で一時保管などの措置を行います。

避難退域時検査（スクリーニング）検査手順

原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル

(平成27年8月26日修正 原子力規制庁) から抜粋